

香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

平成19年1月15日

条例第11号

改正 平成20年8月11日 条例第6号

平成22年6月24日 条例第5号

平成29年3月30日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）に基づく職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 香川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児休業の対象となる子の範囲)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間

を経過する日の翌日までとする。)とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業している職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業している職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3か月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。))。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければ、その養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければ、その養育に著しい支障を生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第6条 香川県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「給与条例」という。)

第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤務手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第7条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間(以下この項において「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日(以下この項において「復帰の日」という。)又はその日から1

年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定により給料月額を調整された者のうち、その調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、香川県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第15条の規定により規則で定める育児のための特別休暇又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定により、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月11日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給に関する経過措置）

2 改正後の香川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の育児休業条例」という。）第7条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職場復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職場復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 平成19年8月1日に現に育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の育児休業条例第7条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。

附 則（平成22年6月24日条例第5号）

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。